

表 大連長興島バイオ医薬イノベーションパークにおける優遇策の内容

項目	優遇措置
1	パーク内のCDMOインキュベーターに入居するプロジェクトの賃貸工場(賃貸期間5年以上)に対し、5年間の賃貸料を補助。1～2年目は100%の賃貸料を、3～5年目は50%の賃貸料を補助。
2	パーク内の標準化工場を賃貸する(賃貸期間が3年以上)スタートアップ・プロジェクトと産業化プロジェクトに対し、稼働翌年から3年間の賃貸料を補助。1年目は100%の賃貸料を、2～3年目は50%の賃貸料を補助（年間補助金の限度額有）。
3	パーク内に入居する産業化プロジェクトに対し、稼働翌年から10年間の経済貢献奨励金を支給。
4	パーク内に入居する産業化プロジェクトに係わるインフラ建設費用は、政府負担。
5	プロジェクトを契約する翌年から5年間以内に、対象企業が雇用した年間給与30万元以上の従業員は現地の住宅を購入・賃貸する場合、補助金を支給。年間補助額は当該従業員の同年度内の個人所得税の納税額の100%を超えない。
6	パーク内のCDMOインキュベーターに入居するプロジェクトと産業化プロジェクトの会社又は従業員は、2026年12月31日までに長興島管轄エリアで住宅を購入する場合、500円/平方メートルの補助金支給。
7	固定資産投資が5,000万元以上となるプロジェクトは自社により工場を建設する場合、建設期間内(最長3年間)に無料でオフィス提供または賃貸料全額負担。
8	バイオ医薬創業・産業投資基金を設立し、パーク内に入居する企業の発展をサポート。

(注) 同政策は発表日から施行し、有効期間は2026年12月31日までで、担当窓口は長興島経済技術開発区管理委員会投資促進局となる。

(出所) 長興島管理委員会の配布を基にジェットロ作成